

令和2年度
いすみ市水質検査計画

いすみ市環境水道課

1. はじめに

いすみ市環境水道課では、安心・安全な水道水を使用者の皆様に供給するため、水源、浄水場及び給水栓で水質検査を行っています。水質検査は水質管理の一部であり、供給される水道水が法令に適しているかを判定するために重要な役割を果たしています。いすみ市では法令に基づき、水質検査の項目や検査頻度、検査結果の公表方法を定めた「水質検査計画」を事業年度ごとに策定し、計画的な水質検査を実施してまいります。

2. 基本方針

いすみ市では、以下の基本方針のもと水質検査計画を策定し、水質検査を実施します。

①検査地点

検査地点は水源、浄水場及び給水栓とします。

②検査項目

法令で検査が義務付けられている「1日1回以上行う検査項目」、「水質基準項目」

水質管理上留意すべき「水質管理目標設定項目」

水質管理に配慮していすみ市で独自に設定した「独自設定項目」

とします。

「1日1回以上行う検査項目」とは

色、濁り、消毒の残留効果に関する検査です。

「水質基準項目」とは

水道法で定められている項目で51項目が設定されています。

「水質管理目標設定項目」

将来にわたり水道水の安全性の確保に万全を期するうえで水質管理上留意すべきものとして26項目が設定されています。

「独自設定項目」

浄水処理や給水栓水質を適切に管理するうえで必要と考えられる項目をいすみ市で独自に設定しています（放射性物質の検査を含む）。

③検査頻度

検査項目ごとに、法令及び過去の水質検査結果を考慮して頻度を決定します。

④水質検査

②の項目のうち、「1日1回以上行う検査項目」を除いた検査について、水道法第20条に基づき厚生労働省に登録されている検査機関に委託します。

「1日1回以上行う検査項目」は市で自己検査を行います。

3. 水道事業の概要

いすみ市水道事業の概要は次のとおりです。

①給水状況

給水人口 35,322人 平成30年度末

給水戸数 16,793戸 平成30年度末

一日平均給水量 13,508m³ 平成30年度末

②水源

東ダム（いすみ市山田 7491-10）及び東第二ダム（いすみ市山田 7490-11）

山田浄水場の水源です。

大野川（いすみ市大野 3878-2）

荒木根ダムにつながる川で大野浄水場の水源です。

岬ダム（いすみ市岬町鴨根 1344）

音羽浄水場の水源です。

③施設概要

山田浄水場

いすみ市山田 いすみ市山田 7494-27

施設能力 5,500m³/日

東ダム及び東第二ダムから取水し、活性炭、PAC、前塩素を注入します。

攪拌して沈殿処理後、中間塩素を注入し、ろ過処理を行い、後塩素を注入して給水しています。

大野浄水場

いすみ市大野 3822

施設能力 3,060m³/日

大野川から取水し、活性炭、PAC、前塩素を注入します。

攪拌して沈殿処理後、中間塩素を注入し、ろ過処理を行い、後塩素を注入して給水しています。

音羽浄水場

いすみ市岬町鴨根 1436

施設能力 4,300m³/日

岬ダムから取水し、前塩素、活性炭、PAC を注入します。

攪拌して沈殿処理後、中間塩素を注入し、ろ過処理を行い、後塩素を注入して給水しています。

大原配水場

いすみ市新田 1486

施設能力 8,380 m³/日

南房総広域水道企業団から受水し、塩素を追加注入して給水しています。

須賀谷配水池

いすみ市須賀谷 1293-2

施設能力 1,220 m³/日

南房総広域水道企業団から受水し、塩素を追加注入して給水しています。

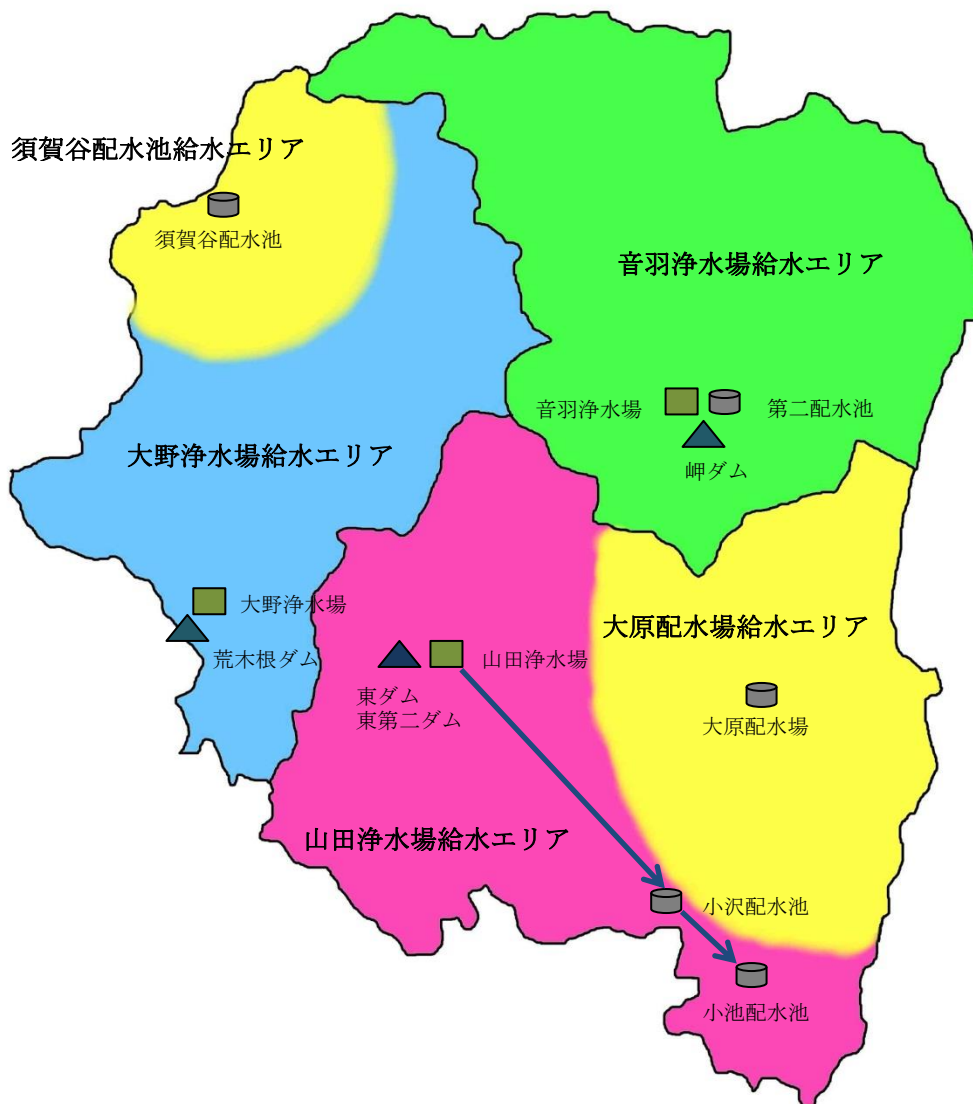
第二配水池

いすみ市鴨根 1436

施設能力 2,340 m³/日

音羽浄水場内にあり、南房総広域水道企業団から受水し、塩素を追加注入した後、音羽浄水場処理水と混合して給水しています。

④各施設とその給水エリア



4. 水質状況

①山田浄水場

東ダム及び東第二ダムの流域面積内には人家、畑等の水質汚染源はほとんど無く、水質的には比較的良好で安定した水質を保っております。しかし、雨水の貯留のみのダムであることから、特に夏場の貯水量低下時には臭気、消毒副生成物の値が上昇する傾向にあります。そのため塩素注入の調整と活性炭処理を行い、これらの物質の低減に努めています。

②大野浄水場

大野川の上流にある荒木根ダム流域面積内には人家、畑等の水質汚染源はほとんど無く、ダムから大野浄水場取水口までの間には数件の一般家庭があるほか、他に廃水の流入源はなく、良好な水質を維持しております。しかし、夏場には臭気、消毒副生成物の値が上昇する傾向にあるため、塩素注入の調整と活性炭処理を行い、これらの物質の低減に努めています。

③音羽浄水場

岬流域面積内には人家、畑等の水質汚染源はほとんど無く、水質的には比較的良好で安定した水質を保っております。しかし、雨水の貯留のみのダムであることから、特に夏場の貯水量低下時には臭気、消毒副生成物の値が上昇する傾向にあるため、塩素注入の調整と活性炭処理を行い、これらの物質の低減に努めています。

④大原配水場・須賀谷配水池・第二配水池

これらの施設は南房総広域水道企業団から受水を行い、給水を行っております。

受水している水道水の安全性に関しては、南房総広域水道企業団で法令に基づき水質検査計画を策定し検査を実施しております。その水質検査計画は南房総広域水道企業団ホームページで公表されており、計画に基づき実施された検査結果は定期的に確認を行って安全な水道水であることを確かめております。

5. 水質検査地点

水質を適切に管理するために下記の地点で水質検査を行います。

原水 東ダム、大野川、岬ダム

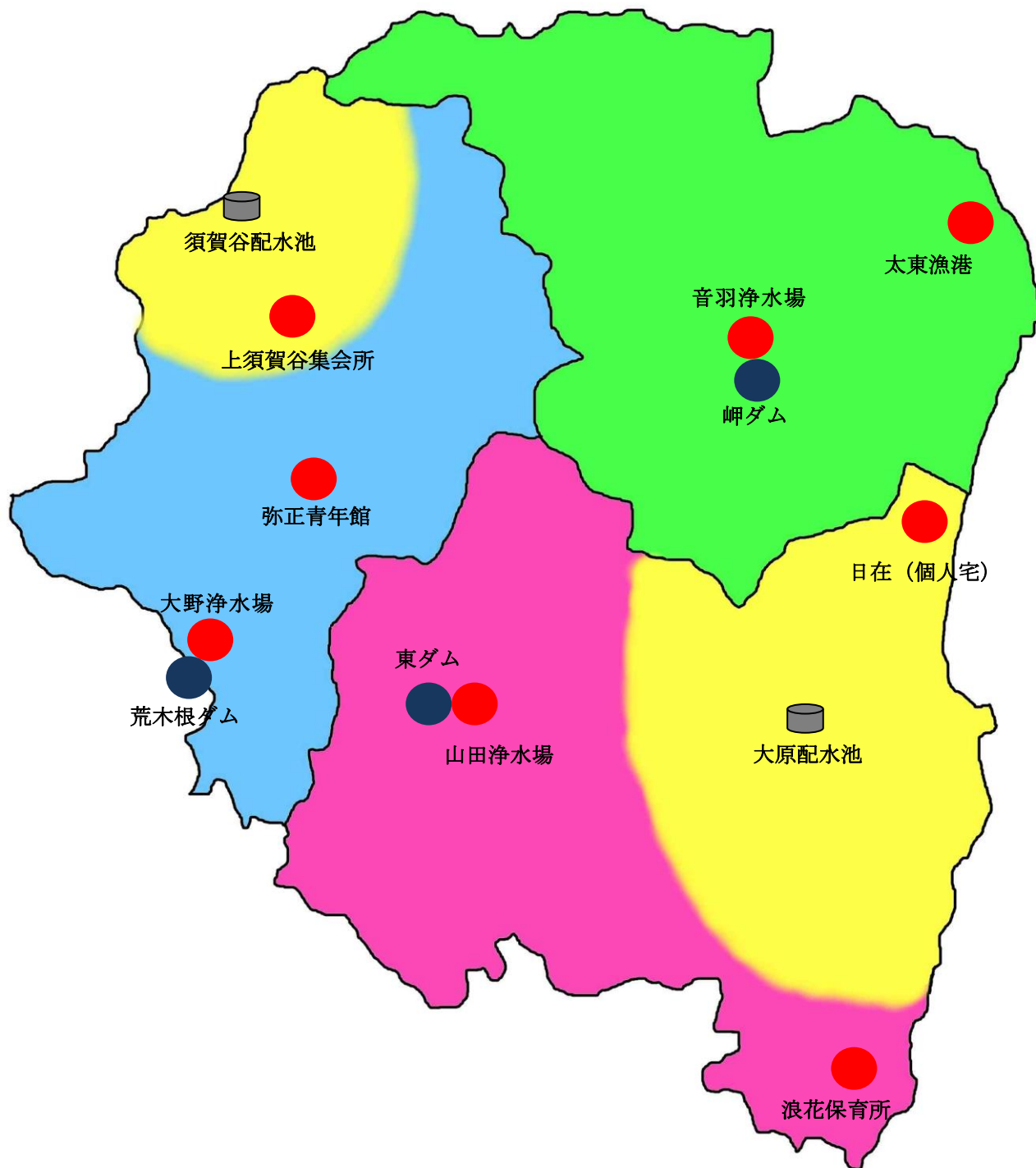
浄水 山田浄水場処理水とその給水系統の浪花保育所

大野浄水場処理水とその給水系統の弥正青年館

音羽浄水場処理水とその給水系統の太東漁港

大原配水場系統の日在地先

須賀谷配水池系統の上須賀谷集会所



6. 水質検査項目及び検査頻度

水道法における水質基準項目の基準値、管理目標設定項目の目標値及び各検査地点の水質検査の項目と頻度は次のとおりです。

水質基準項目 水質基準値

No	水質項目	水質基準値
1	一般細菌	100CFU/mL以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
20	ペンセン	0.01mg/L以下
21	塩素酸	0.6mg/L以下
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下
23	クロロホルム	0.06mg/L以下
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下
26	臭素酸	0.01mg/L以下
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下
30	ブromホルム	0.09mg/L以下
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下
38	塩化物イオン	200mg/L以下
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
40	蒸発残留物	500mg/L以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
42	ジエオキシ	0.00001mg/L以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
45	フェノール類	0.005mg/L以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
47	pH値	5.8~8.6
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5度以下
51	濁度	2度以下

水質管理目標設定項目 目標値

アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下
ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下 (暫定)
ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
トルエン	0.4mg/L以下
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下
亜塩素酸	0.6mg/L以下
二酸化塩素	0.6mg/L以下
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 (暫定)
抱水クロラール	0.02mg/L以下 (暫定)
農薬類	1以下
残留塩素	1mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10~100mg/L
マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下
遊離炭酸	20mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下
メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下
臭気強度(TON)	3以下
蒸発残留物	30~200mg/L
濁度	1度以下
pH値	7.5程度
腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
従属栄養細菌	2000CFU/mL以下 (暫定)
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として0.00005mg/L以下(暫定)

採水地点 大野川（原水） 採水箇所：大野浄水場着水井

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査頻度について
1	一般細菌					●								原水の水質状況を把握するため、年1回の検査を行います
2	大腸菌		●			●			●			●		
3	カドミウム及びその化合物					●								原水の水質状況を把握するため、年1回の検査を行います
4	水銀及びその化合物					●								
5	セレン及びその化合物					●								
6	鉛及びその化合物					●								
7	ヒ素及びその化合物					●								
8	六価クロム化合物					●								
9	亜硝酸態窒素					●								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン					●								
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					●								
12	フッ素及びその化合物					●								
13	ホウ素及びその化合物					●								
14	四塩化炭素					●								
15	1,4-ジニトロベンゼン					●								
16	ジクロロメタン					●								
17	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					●								
18	ジクロロメタン					●								
19	テトラクロロエチレン					●								
20	トリクロロエチレン					●								
21	ベンゼン					●								
32	亜鉛及びその化合物					●								
33	アルミニウム及びその化合物					●								
34	鉄及びその化合物					●								
35	銅及びその化合物					●								
36	ナトリウム及びその化合物					●								
37	マンガン及びその化合物					●								
38	塩化物イオン					●								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					●								
40	蒸発残留物					●								
41	陰イオン界面活性剤					●								
42	ジオキソリン					●								
43	2-メチルイソボルネオール					●								
44	非イオン界面活性剤					●								
45	フェノール類					●								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)					●								
47	pH値					●								
49	臭気					●								
50	色度					●								
51	濁度					●								

採水地点 東ダム (原水)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査頻度について
1	アンチモン及びその化合物					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
2	ウラン及びその化合物					●						●		
3	ニッケル及びその化合物					●						●		
5	1,2-ジクロロエタン					●						●		
8	トルエン					●						●		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)					●						●		
10	亜塩素酸													塩素酸を使用していないため検査を行いません
12	二酸化塩素													
13	ジクロロアセトニトリル													浄水で検査を行うため原水では検査を行いません
14	抱水コロラール													
15	農薬類					●								安全性の確認のため農薬類全項目の検査を行います(別表農薬類検査項目表参照)
16	残留塩素													浄水で検査を行うため原水では検査を行いません
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
18	マンガン及びその化合物					●						●		8月分の検査は水質基準項目で行います
19	遊離炭酸													浄水で検査を行うため原水では検査を行いません
20	1,1,1-トリクロロエタン					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)					●						●		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)					●						●		
23	臭気強度(TON)					●						●		
24	蒸発残留物					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います 8月分の検査は水質基準項目で行います
25	濁度					●						●		
26	pH値					●						●		
27	腐食性(ランゲリア指数)													浄水で検査を行うため原水では検査を行いません
28	従属栄養細菌													
29	1,1-ジクロロエチレン					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
30	アルミニウム及びその化合物					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います 8月分は水質基準項目で検査
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
1	アンモニア性窒素		●			●			●			●		原水の水質状況を把握するため独自に設定している項目です 年4回の検査を行います
2	BOD		●			●			●			●		
3	COD		●			●			●			●		
4	全窒素		●			●			●			●		
5	全リン		●			●			●			●		
6	SS		●			●			●			●		
7	クリプトスポリジウム		●			●			●			●		
8	嫌気性芽胞菌		●			●			●			●		
9	ジアルジア		●			●			●			●		
1	放射性セシウム134					●								原水の放射能の状況を把握するため検査を行います
2	放射性セシウム137					●								

採水地点 大野川 (原水)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査頻度について
1	アンチモン及びその化合物					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
2	ウラン及びその化合物					●						●		
3	ニッケル及びその化合物					●						●		
5	1,2-ジクロロエタン					●						●		
8	トルエン					●						●		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)					●						●		
10	亜塩素酸													塩素酸を使用していないため検査を行いません
12	二酸化塩素													
13	ジクロロアセトニトリル													浄水で検査を行うため原水では検査を行いません
14	抱水コロラール													
15	農薬類													流域面積内で農薬使用がないため検査を行いません
16	残留塩素													浄水で検査を行うため原水では検査を行いません
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
18	マンガン及びその化合物					●						●		8月分の検査は水質基準項目で行います
19	遊離炭酸													浄水で検査を行うため原水では検査を行いません
20	1,1,1-トリクロロエタン					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)					●						●		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)					●						●		
23	臭気強度(TON)					●						●		
24	蒸発残留物					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います 8月分の検査は水質基準項目で行います
25	濁度					●						●		
26	pH値					●						●		
27	腐食性(ランゲリア指数)													浄水で検査を行うため原水では検査を行いません
28	従属栄養細菌													
29	1,1-ジクロロエチレン					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
30	アルミニウム及びその化合物					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います 8月分は水質基準項目で検査
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
1	アンモニア性窒素		●			●			●			●		原水の水質状況を把握するため独自に設定している項目です 年4回の検査を行います
2	BOD		●			●			●			●		
3	COD		●			●			●			●		
4	全窒素		●			●			●			●		
5	全リン		●			●			●			●		
6	SS		●			●			●			●		
7	クリプトスポリジウム		●			●			●			●		
8	嫌気性芽胞菌		●			●			●			●		
9	ジアルジア		●			●			●			●		
1	放射性セシウム134					●								原水の放射能の状況を把握するため検査を行います
2	放射性セシウム137					●								

採水地点 岬ダム (原水)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査頻度について
1	アンチモン及びその化合物					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
2	ウラン及びその化合物					●						●		
3	ニッケル及びその化合物					●						●		
5	1,2-ジクロロエタン					●						●		
8	トルエン					●						●		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)					●						●		
10	亜塩素酸													塩素酸を使用していないため検査を行いません
12	二酸化塩素													
13	ジクロロアセトニトリル													浄水で検査を行うため原水では検査を行いません
14	抱水クロラール													
15	農薬類													流域面積内で農薬使用がないため検査を行いません
16	残留塩素													浄水で検査を行うため原水では検査を行いません
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
18	マンガン及びその化合物					●						●		8月分の検査は水質基準項目で行います
19	遊離炭酸													浄水で検査を行うため原水では検査を行いません
20	1,1,1-トリクロロエタン					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)					●						●		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)					●						●		
23	臭気強度(TON)					●						●		
24	蒸発残留物					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います 8月分の検査は水質基準項目で行います
25	濁度					●						●		
26	pH値					●						●		
27	腐食性(ランゲリア指数)													浄水で検査を行うため原水では検査を行いません
28	従属栄養細菌													
29	1,1-ジクロロエチレン					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
30	アルミニウム及びその化合物					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います 8月分は水質基準項目で検査
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
1	アンモニア性窒素		●			●			●			●		原水の水質状況を把握するため独自に設定している項目です 年4回の検査を行います
2	BOD		●			●			●			●		
3	COD		●			●			●			●		
4	全窒素		●			●			●			●		
5	全リン		●			●			●			●		
6	SS		●			●			●			●		
7	クリプトスポリジウム		●			●			●			●		
8	嫌気性芽胞菌		●			●			●			●		
9	ジアルジア		●			●			●			●		
1	放射性セシウム134					●								原水の放射能の状況を把握するため検査を行います
2	放射性セシウム137					●								

別紙 農薬類検査項目表

No.	項目名	目標値(mg/L)	No.	項目名	目標値(mg/L)
1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D) ①	0.05	58	チオジカルブ	0.08
2	2, 2-DPA(ダラボン)	0.08	59	チオフェネートメチル	0.3
3	2, 4-D(2, 4-PA)	0.02	60	チオベンカルブ	0.02
4	EPN(注2)	0.004	61	テフリトリオン	0.002
5	MCPA	0.005	62	テルブカルブ(MBPMC)	0.02
6	アシュラム	0.9	63	トリクロピル	0.006
7	アセフェート	0.006	64	トリクロルホン(DEP)	0.005
8	アトラジン	0.01	65	トリシラゾール	0.1
9	アエロホス	0.003	66	トリフルリン	0.06
10	アミトラス	0.006	67	ナブロハミド	0.03
11	アフラール	0.03	68	バラコート	0.005
12	イキサチオン ②	0.005	69	ビベロホス	0.0009
13	イソフェホス ②	0.001	70	ビラクロニル	0.01
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	71	ビラゾキシフェン	0.004
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	72	ビラゾリネート(ビラゾレート)	0.02
16	イソプロベンホス(IPB)	0.09	73	ビラゾフェンチオン	0.002
17	イミノキサジン	0.006	74	ビラゾチカルブ	0.02
18	インタノファン	0.009	75	ビロキロン	0.05
19	エスプロカルブ	0.03	76	フィプロニル	0.0005
20	エトフェンプロックス	0.08	77	フェニトロチオン(MEP) ②	0.01
21	エンドスルファン(ベンゾエピソ) ③	0.01	78	フェノプロカルブ(BPMC)	0.03
22	オキサジクロメホン	0.02	79	フェリムゾン	0.05
23	オキシ銅(有機銅)	0.03	80	フェンチオン(MPP) ⑨	0.006
24	オリサストロビン	0.1	81	フェントエート(PAP)	0.007
25	カスサホス	0.0006	82	フェントラサミド	0.01
26	カフェンストロール	0.008	83	フサライド	0.1
27	カルタップ ④	0.3	84	ブタクロール	0.03
28	カルハリル(NAC)	0.02	85	ブタミホス ②	0.02
29	カルホフラン	0.005	86	ブプロフェジン	0.02
30	キノキサミン(ACN)	0.005	87	フルアジナム	0.03
31	キャブタン	0.3	88	ブレチラクロール	0.05
32	クミルロン	0.03	89	ブロシトロン	0.09
33	グリホサート ⑤	2	90	ブロチホス	0.004
34	グリホシネート	0.02	91	ブロビコナゾール	0.05
35	クロメプロップ	0.02	92	ブロビサミド	0.05
36	クロニトロフェン(CNP) ⑥	0.0001	93	ブロベナゾール	0.05
37	クロルピリホス ②	0.003	94	ブロモプロチト	0.1
38	クロタロニル(TPN)	0.05	95	ベノミル ⑩	0.02
39	シアナジン	0.001	96	ベンシクロン	0.1
40	シアノホス(CYAP)	0.003	97	ベンゾビシクロン	0.09
41	ジクロン(DCMU)	0.02	98	ベンゾフェナップ	0.005
42	ジクロベニル(DBN)	0.03	99	ベンタジン	0.2
43	ジクロルホス(DDVP)	0.008	100	ベンデイメタリン	0.3
44	ジクワット	0.005	101	ベンフルカルブ	0.04
45	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	102	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01
46	ジチオカルバメート系農薬 ⑦	0.005 (CO2として)	103	ベンフルセート	0.07
47	ジチオピル	0.009	104	ホスアゼート	0.003
48	シハロホップブチル	0.006	105	マラチオン(マラソン) ②	0.7
49	シマジン(CAT)	0.003	106	メコプロップ(MCPP)	0.05
50	ジメタメリン	0.02	107	メソミル	0.03
51	ジメトエート	0.05	108	メタラキシル	0.2
52	シメリン	0.03	109	メチチオン(DMTP)	0.004
53	ダイアジン ②	0.003	110	メトミストロビン	0.04
54	ダイムロン	0.8	111	メトリアジン	0.03
55	ダゾメット ⑧	0.01	112	メフェナセート	0.02
56	チアジニル	0.1	113	メプロニル	0.1
57	チララム	0.02	114	モリネート	0.005

- ① 1, 3-ジクロロプロペン(D-D)の濃度は、異性体であるシス-1, 3-ジクロロプロペン及びトランス-1, 3-ジクロロプロペンの濃度の合計
- ② 有機リン系農薬のうち、EPN、イキサチオン、イソフェホス、クロルピリホス、ダイアジン、フェニトロチオン(MEP)、ブタミホス及びマラチオン(マラソン)の濃度については、そのキリン体の濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのキリン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出
- ③ エンドスルファン(ベンゾエピソ)の濃度は、異性体であるα-エンドスルファン及びβ-エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート(ベンゾエピソスルフェート)も測定し、α-エンドスルファン及びβ-エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート(ベンゾエピソスルフェート)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出
- ④ カルタップの濃度は、ネオキサチオンとして測定し、カルタップに換算して算出
- ⑤ グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸(AMPA)も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸(AMPA)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出
- ⑥ クロニトロフェン(CNP)の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出
- ⑦ ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チラム、ブロピネブ、ボリカーバメート、マンゼブ(マンコゼブ)及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して算出
- ⑧ ダゾメット及びメタム(カーハム)の濃度は、メチルチオチオネート(MITC)として測定し、原体に換算して算出すること。
- ⑨ フェンチオン(MPP)の濃度は、酸化物であるMPPスルホキノン、MPPスルホ、MPPキノン、MPPキノンスルホキノン及びMPPキノンスルホの濃度も測定し、フェンチオン原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出
- ⑩ ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンゾイミダゾール-カルバメート(MBC)として測定し、ベノミルに換算して算出

採水地点 山田浄水場処理水

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査頻度について
1	アンチモン及びその化合物													原水で検査を行うため、浄水では検査を行いません。
2	ウラン及びその化合物													
3	ニッケル及びその化合物													
5	1,2-ジクロロエタン													
8	トルエン													
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)													
10	亜塩素酸													二酸化塩素を使用していないため検査を行いません
12	二酸化塩素													
13	ジクロロアセトニトリル					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
14	抱水クロラール					●						●		
15	農薬類													原水で検査を行うため、浄水では検査を行いません。
16	残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	毎日検査を行います
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		●			●			●			●		水質基準項目で年4回検査を行います
18	マンガン及びその化合物					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
19	遊離炭酸					●						●		
20	1,1,1-トリクロロエタン													原水で検査を行うため、浄水では検査を行いません。
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)													
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
23	臭気強度(TON)					●						●		
24	蒸発残留物		●			●			●			●		水質基準項目で年4回検査を行います
25	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	水質基準項目で年4回検査を行います
26	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
27	腐食性(ランゲリア指数)					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
28	従属栄養細菌					●						●		
29	1,1-ジクロロエチレン													原水で検査を行うため、浄水では検査を行いません。
30	アルミニウム及びその化合物					●						●		水質基準項目で年2回検査を行います
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
1	放射性セシウム134		●			●			●			●		浄水の放射能の状況を把握するため年4回の検査を行います
2	放射性セシウム137		●			●			●			●		

採水地点 大野浄水場処理水

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査頻度について
1	アンチモン及びその化合物													原水で検査を行うため、浄水では検査を行いません。
2	ウラン及びその化合物													
3	ニッケル及びその化合物													
5	1,2-ジクロロエタン													
8	トルエン													
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)													
10	亜塩素酸													二酸化塩素を使用していないため検査を行いません
12	二酸化塩素													
13	ジクロロアセトニトリル					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
14	抱水クロラール					●						●		
15	農薬類													原水で検査を行うため、浄水では検査を行いません。
16	残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	毎日検査を行います
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		●			●			●			●		水質基準項目で年4回検査を行います
18	マンガン及びその化合物					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
19	遊離炭酸					●						●		
20	1,1,1-トリクロロエタン													原水で検査を行うため、浄水では検査を行いません。
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)													
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
23	臭気強度(TON)					●						●		
24	蒸発残留物		●			●			●			●		水質基準項目で年4回検査を行います
25	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	水質基準項目で年4回検査を行います
26	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
27	腐食性(ランゲリア指数)					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
28	従属栄養細菌					●						●		
29	1,1-ジクロロエチレン													原水で検査を行うため、浄水では検査を行いません。
30	アルミニウム及びその化合物					●						●		水質基準項目で年2回検査を行います
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PF0A)					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
1	放射性セシウム134		●			●			●			●		浄水の放射能の状況を把握するため年4回の検査を行います
2	放射性セシウム137		●			●			●			●		

採水地点 音羽浄水場処理水

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査頻度について
1	アンチモン及びその化合物													原水で検査を行うため、浄水では検査を行いません。
2	ウラン及びその化合物													
3	ニッケル及びその化合物													
5	1,2-ジクロロエタン													
8	トルエン													
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)													
10	亜塩素酸													二酸化塩素を使用していないため検査を行いません
12	二酸化塩素													
13	ジクロロアセトニトリル					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
14	抱水クロラール					●						●		
15	農薬類													原水で検査を行うため、浄水では検査を行いません。
16	残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	毎日検査を行います
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		●			●			●			●		水質基準項目で年4回検査を行います
18	マンガン及びその化合物					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
19	遊離炭酸					●						●		
20	1,1,1-トリクロロエタン													原水で検査を行うため、浄水では検査を行いません。
21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)													
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
23	臭気強度(TON)					●						●		
24	蒸発残留物		●			●			●			●		水質基準項目で年4回検査を行います
25	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	水質基準項目で年4回検査を行います
26	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
27	腐食性(ランゲリア指数)					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
28	従属栄養細菌					●						●		
29	1,1-ジクロロエチレン													原水で検査を行うため、浄水では検査を行いません。
30	アルミニウム及びその化合物					●						●		水質基準項目で年2回検査を行います
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PF0A)					●						●		水質管理上留意すべき項目であるため年2回の検査を行います
1	放射性セシウム134		●			●			●			●		浄水の放射能の状況を把握するため年4回の検査を行います
2	放射性セシウム137		●			●			●			●		

採水地点 山田浄水場・大野浄水場・音羽浄水場

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
山田浄水場 排水（排水池）													
1	濁度					●							
2	PH					●							
3	SS					●							
4	BOD					●							
大野浄水場 排水（排水池）													
1	濁度					●							
2	PH					●							
3	SS					●							
4	BOD					●							
音羽浄水場 排水（排水池）													
1	濁度					●							
2	PH					●							
3	SS					●							
4	BOD					●							
山田浄水場 浄水発生土（天日乾燥床）													
1	溶出試験（H3環境庁告示46号）					●						●	
2	含有量調査（H15環境省告示19号）					●						●	
3	熱しゃく減量					●						●	
4	放射性セシウム134					●							
5	放射性セシウム137					●							
大野浄水場 浄水発生土（脱水処理後汚泥）													
1	溶出試験（H3環境庁告示46号）					●						●	
2	含有量調査（H15環境省告示19号）					●						●	
3	熱しゃく減量					●						●	
4	放射性セシウム134					●							
5	放射性セシウム137					●							
音羽浄水場 浄水発生土（天日乾燥床）													
1	溶出試験（H3環境庁告示46号）					●						●	
2	含有量調査（H15環境省告示19号）					●						●	
3	熱しゃく減量					●						●	
4	放射性セシウム134					●							
5	放射性セシウム137					●							

7. 臨時の水質検査

次の場合には臨時の水質検査を行い、水道水の安全性を確認します。

- ①水源水質が著しく悪化したとき
- ②水源に異常があったとき
- ③水源付近や給水区域及びその周辺で水系感染症が流行したとき
- ④浄水処理過程で異常があったとき
- ⑤大規模な工事等その他で水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ⑥その他特に必要があると認められたとき

8. 水質検査の方法

水質検査は厚生労働大臣の登録を受けた信頼ある検査機関に委託して行います。検査方法は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の規定に基づく、告示に示された検査方法により行います。

9. 水質検査の精度と信頼性について

水質検査は委託先の機関に水質基準値の 1/10 の定量下限値の精度を求めています。

委託先の機関には厚生労働省や千葉県が実施する外部精度管理、また内部精度管理の実施状況に関する資料の提出を求めています。

10. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画はいすみ市ホームページにて公表します。

水質検査計画に基づき水質検査を行った結果は、水質基準に照らした評価を行ったうえで、年度ごとに、いすみ市ホームページにて公表します。

11. その他の事項

水質異常や水質事故等に関することについて関係機関と連携して情報交換を行い、水質管理に反映させます

千葉県水政課、南房総広域水道企業団、南房総地区の他の水道事業者等と情報交換を積極的に行います。

この水質検査計画についてご意見、ご質問等ございましたら下記いすみ市環境水道課までご連絡をお願いします。

いすみ市環境水道課

所在地 いすみ市大原 7400-1

電話番号 0470(62)1384

e-mail shisetsu@city.isumi.lg.jp